

議案第 39 号

小田原市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

小田原市常勤の特別職職員の給与に関する条例（昭和 37 年小田原市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項の前の見出し及び同項中「令和 2 年 6 月 1 日から同年 8 月 31 日まで」を「令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで」に、「市長等」を「市長、副市長及び教育長」に改め、同項第 1 号中「100 分の 50」を「100 分の 80」に改め、同項第 2 号中「100 分の 80」を「100 分の 90」に改める。

附則第 3 項中「第 3 条第 1 項各号」を「第 3 条第 1 項第 1 号から第 3 号まで」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 8 年 2 月 16 日提出

小田原市長 加 藤 憲 一

（理由）

行財政改革の推進に向けて、市長、副市長及び教育長の給料月額を臨時的に引き下げるため提案するものであります。